

令和３年度狩野川周辺にぎわい創出事業実施業務委託 契約候補者選定に係るプロポーザル 実施要領

この要領は、「令和３年度狩野川周辺にぎわい創出事業実施業務委託契約候補者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提

案内容を踏まえた仕様書を別途調整の上、随意契約を締結するものである。

1 目的・趣旨

本事業は、本市の中心市街地において自然を身近に感じることのできる狩野川の水辺空間を活かし、日常的に人が集う憩いとにぎわいの場を創出することを目的として、狩野川右岸階段堤及び周辺エリアにおいて、人が足を運びたいくなるような環境の整備や催しの企画し実施するものである。

併せて本エリアの魅力や取組内容を広く情報発信することで、本エリアの認知度向上を図る。

2 契約の概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 業務名 | 令和３年度狩野川周辺にぎわい創出事業実施業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「令和３年度狩野川周辺にぎわい創出事業実施業務委託
公募仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和４年３月３１日まで |
| (4) 契約金額 | 契約上限額 717,500 円（消費税及び地方消費税を含む） |

3 問い合わせ・書類提出先

沼津上土町周辺狩野川河川空間利用調整協議会 事務局 担当 吉田

（〒410-8601 沼津市御幸町 16 番 1 号 沼津市役所商工振興課内）

電話 055-934-4748 FAX 055-933-1412

E-mail syouko@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

- (1) 応募者は、本要領に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ、十分な経営力及び信用を有する静岡県内に法人登記している法人又は支店を有する法人（以下「法人」という。）若しくは開業届を提出している個人事業主とする。
- (2) 次のいずれかの項目に該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。なお、契約候補者の決定後契約締結までの間においても、以下の項目に該

当した場合は契約候補者の決定を取り消すことがある。

①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

③沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力

団、同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者

④沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措

置を受けている者

⑤国税及び沼津市税の滞納がある者

5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	令和 3 年 7 月 16 日（金） 協議会ホームページに掲載
2	質問受付	令和 3 年 7 月 20 日（火） 17 時までに電子メールで
3	質問回答	令和 3 年 7 月 21 日（水） 17 時までに協議会ホームページに掲載
4	プロポーザル参加申込	令和 3 年 7 月 26 日（月） 17 時必着
5	プロポーザル参加承認の通知	令和 3 年 7 月 27 日（火） 12 時までに電子メールで
6	企画提案書等の提出	参加承認日 から令和 3 年 8 月 2 日（月） 15 時まで
7	選考会（書類審査）	令和 3 年 8 月 5 日（木） 予定
8	選定結果の通知	令和 3 年 8 月 6 日（金） 予定
9	契約締結	令和 3 年 8 月中旬 予定

6 質問受付・回答

（1）質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール・FAX 等（様式任意）により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号、FAX 番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

（2）回答方法

本業務委託の内容等についての質問については、質問者匿名にて協議会ホームページ上で回答を掲載する。

7 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式2）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

- （1）参加申込書 1部（様式1）
- （2）会社概要 1部（様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可）
- （3）暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式3）
- （4）財務諸表（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」等）
- （5）納税証明書（申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。）
 - ①沼津市法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）
 - ②沼津市固定資産税納税証明書（昨年度のもの）
 - ③国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）
 - ・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出
 - ・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出

8 プロポーザルへの参加承認の通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の17時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、協議会にその理由の説明を求めることができる。

9 企画提案書等の提出

（1）提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）する。

- ①企画提案書提出届（様式4）
- ②企画提案書（様式自由）
- ③工程表（様式5）
- ④実施体制調書（様式6）

⑤見積書（様式自由、押印不要）

（２）企画提案書等の規格（不備がある場合は、一切受け付けない。）

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

①「（１）提出書類」のうち、②～⑤については、すべて自社名を入れず（入っている場合は受け付けない）、参加承認通知に記載した各参加者へ割り振ったアルファベットを各書類の１ページ目の右上に挿入すること。

②「（１）提出書類」は、日本工業規格Ａ４で作成する。このうち、②～⑤については、この順に左綴じしたものを１部とし、これを５部提出する。Ａ４以外のサイズを用いる場合はＡ４サイズに折りたたむこと。

（３）その他、注意事項

①企画提案書は工程表、実施体制調書、見積書を除き１０ページ以内で作成すること。

②見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法は、具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。

③本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す協議会の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。

④見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。

⑤提出後の提案内容の修正は一切認めない。

10 提案する内容

別紙「令和３年度狩野川周辺にぎわい創出事業実施業務委託 公募仕様書」の「３ 委託業務の内容」に示す部分について、提案を行うこと。

11 選考

（１）選考方法

企画提案書等提出書類の内容を基に、「令和３年度狩野川周辺にぎわい創出事業実施業務委託 契約候補者選定委員会」において総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。ただし、合計点数が６０点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

（２）評価項目

別表「評価項目」のとおり。

12 選考結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに協議会ホームページ上にて結果を公表する。なお、審査結果に関する問い合わせ及び異議については受け付けない。

13 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 「4 参加資格要件」(2) の各号のいずれかに該当したとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと会長が認めたとき

14 契約

協議会は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を協議会ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと会長が認めたとき
- (4) 沼津市が本業務に係る補助金交付を承認しなかったとき

本プロポーザルにかかる契約は、沼津市の補助金交付決定をもって締結が可能になる。沼津市が交付決定しなかった場合は、契約を取りやめる。

なお、契約の取りやめ、遅延によって発生した損害について、協議会は責任を負わない。

15 契約締結後

契約者は、協議会との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、協議会の承認を得ること。

16 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、協議会が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評

価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。

(3) 提出書類は一切返却しない。

17 その他

(1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。

(2) 提出書類における記名・押印は、すべて契約の権限を有する代表者のものとする。

別表 評価項目

評価項目		配点	合計配点
(1)企画 提案力	①提案内容は狩野川右岸階段堤の日常的な利用の促進に寄与するものであるか	30	50
	②提案内容は狩野川及びその周辺エリアのにぎわい創出に繋がるものになっているか	20	
(2)業務 遂行能力	③提案事業の実現性はあるか ・事業を実施するにあたり同種業務の実績は十分なもののか ・委託者と綿密な意思疎通が図れる体制か	25	50
	④安全に管理・運営ができるか ・急な災害や天候の変化に対して即座に対応できるか。 ・安全な運営を確保するための体制となっているか	25	
		100/100	

ただし、合計点数が 60 点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。